

昭和三十三年政令第四十三号

中小企業等協同組合法施行令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第五項並びに第百十一条第二項及び第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（企業組合の組合員たる資格を有する者）

第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八条第七項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給又は役務の提供を継続して行う者

二 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な施設、設備又は技術の提供を行う者

三 当該企業組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者

四 当該企業組合からその事業に係る技術の提供を受ける者

五 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な技術、知識又は経験を有する使用人を派遣する者

一 特定株式会社（中小企業者（法第八条第七項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原本に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際し取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分

イ 資本金の額が五億円以下のもの

ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

二 前事業年度において次の（1）に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの

（1） 試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額

（2） 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

ホ 設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分

三 特定株式会社の発行する社債若しくは約束手形

四 中小企業者等（特定株式会社、企業組合、協業組合並びに中小企業者に該当する合名会社、合資会社、合同会社及び個人をいう。以下この項において同じ。）に対する金銭債権

五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権（中小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受けける権利に限る。）

六 工業所有権又は著作権（中小企業者等から取得したものに限る。）

（組合員以外の者による組合事業の利用に係る特例等）

第二条 事業協同組合及び事業協同小組合は、法第九条の二第四項第一号に掲げる事業については、同号に規定する計画に基づく工場又は事業場の設置が完了した日のうち最も早いものを含む

事業年度（以下「利用開始事業年度」という。）以後の各事業年度のうちその終了の日が当該利用開始事業年度の開始の日以後の三年間に含まれる事業年度の間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合（以下「員外者利用割合」という。）が百分の百を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

第三条 事業協同組合及び事業協同小組合は、法第九条の二第四項第二号に掲げる事業（以下「特例対象事業」という。）について、第一号に規定する期間（以下「特例適用期間」という。）に属する各事業年度に限り、当該各事業年度における員外者利用割合が当該各事業年度に係る第二号に規定する割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

一 組合員が脱退した日を含む事業年度（以下「脱退事業年度」という。）以後の各事業年度のうち、その終了の日が当該脱退事業年度の開始の日以後の二年間に含まれる各事業年度（当該脱退事業年度に脱退した組合員（以下「脱退組合員」という。）の全部が法第十八条の規定により脱退した場合にあつては、当該脱退事業年度を除く。）により構成される期間

二 当該脱退事業年度の直前の事業年度（以下「算定基準事業年度」という。）における脱退組合員（脱退組合員の一部が法第十九条第一項の規定により脱退した場合における当該脱退事業年度にあつては、同項の規定により脱退した脱退組合員に限る。）の特例対象事業の利用分量の総額の当該算定基準事業年度における当該脱退組合員以外の組合員の当該特例対象事業の利用分量の分量に対する割合（以下「算定基準割合」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合には、百分の百）に相当する割合

一 の特例適用期間に属するいすれかの事業年度において、当該事業年度における組合員及び組合員以外の者の特例対象事業の利用分量の総額が当該一の特例適用期間に係る算定基準事業年度に該当する事業年度における組合員の当該特例対象事業の利用分量の総額に百分の百二十を乗じて得た額以上の額になつた場合には、前項の規定は、当該事業年度までの間に限り、適用する。

二 一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合（組合員の脱退があつた当該各事業年度を脱退事業年度とする各特例適用期間に係る算定基準割合で当該一の事業年度に係るもの（以下「特定算定基準割合」という。）の個数が二以上である場合に限る。）で、特例加算値（特定算定基準割合を合計した数値をいう。）に百分の百二十を乗じて得た数値が百分の八十以下であるときにおける当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合には、百分の二十を第三項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とあるのは、「百分の百」とあるのは、「一と、百分の二十を第三項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

三 一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合で、特定算定基準割合の個数が二以上であるとき（前項に規定する場合を除く。）における当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「百分の百二十を乗じて得た数値に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合には、百分の百」とあるのは、「百分の八十を乗じて得た数値を第三項に規定する特例加算値で除して得た数値」と、百分の二十を同項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

四 前二条の規定は、協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行ふもの）の事業に準用する。

第五条 法第九条の二第五項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 体育施設

二 教養文化施設

（特定共済組合となる事業協同組合等の範囲）

第六条 法第九条の二第七項の政令で定める基準は、組合員の総数（組合を組合員に含む事業協同組合にあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合（事業協同組合

の組合員たる組合をいう。以下同じ。)の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。)が千人であることとする。

(団体協約を締結するための交渉の申出)

第七条 事業協同組合若しくは事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつてゐる協同組合連合会の代表者を含む。)又は協同組合連合会(法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行つものを除く。)の代表者が法第九条の二第十二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)に規定する交渉をしようとするときは、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければならない。

2 前項の規定による申出をする者の数は、五人を超えてはならない。

(共済契約の申込みの撤回等ができない場合)

第八条 法第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)において準用する保険業法(平成七年法律第百五号)第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等(法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。)が、共済事業を行う組合又は共済代理店の営業所、事務所その他これに準ずる場所において共済契約の申込みをした場合

二 申込者等が、自ら指定した場所において共済契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、郵便その他の主務省令で定める方法を利用して共済契約の申込みをした場合において、当該申込者等が、共済事業を行う組合の指定する医師による被共済者の診査をその成立の条件とする。

四 申込者等が、共済事業を行つた場合において、当該診査が終了したとき。

五 当該共済契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保する

ことの目的とするものであるとき。

六 当該共済契約が、既に締結されている共済契約(以下この号において「既契約」という。)の更改(共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。)若しくは更新

に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

(共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第九条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条第二項の規定により同項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、主務省令で定めることにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対する事項によつてしてはならない。

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六项において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行つた組合又は共済代理店は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第十二条 共済事業を行つた組合は、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるのは、次に掲げるものとする。

一 特定共済契約(法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)において利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(法第五十八条第六項に規定する共済金等をいう。)の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。)が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

(共済事業を行つた組合が行う特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替えについて金融商品取引法第三十四条の規定を準用する場合においては、同条中「同条第三十一項第四号」とあるのは、「第二条第三十一項第四号」と読み替えるものとする。

(信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等)

第十三条 法第九条の七の五第二項の規定により共済事業を行つた組合が行う特定共済契約の締結について金融商品取引法第三十四条の規定を準用する場合においては、同条中「同条第三十一項第四号」とあるのは、「第二条第三十一項第四号」と読み替えるものとする。

(信用協同組合の組合員及び手形の割引)

第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

三 組合員の外国子会社に対する資金の貸付け

四 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三

(会計監査人の監査を要する組合の範囲)

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十六条 法第五十六条の二第二項（法第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項の規定により準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合等の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるものとする。

（行政庁の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け）
第二十七条 法第五十七条の三第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。

- 一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 三 両替
(子金融機関等の範囲)

第二十七条の二 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該組合の子法人等（法第一百五条の三第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）
- 二 当該組合の関連法人等

2 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）
- 二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
- 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。次号において同じ。）、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。次号において同じ。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）
- 四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）
- イ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
- ロ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業
- ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいい、子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読み替え）

第二十八条 法第六十九条の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定読み替える字句

読み替える字句

第四百七十八条第一項

第一項及び第二項

中小企業等協同組合法第六十八条第一項
及び同法第六十九条において準用する第四百七十八条第二項

第四百七十八条第一項

前項

第四百七十五条第二号又は	第四百七十五条第二号
第三号	
第四百七十九条第一項	前条第二項から第四項まで
第四百八十三条第四項	前条第二項及び第四項
第四百八十三条第五項	中小企业等協同組合法第六十八条第一項

第四百八十三条第五項	第四百八十三条第五項
第四百八十五条	第四百七十五条各号
第四百九十二条第一項	第四百七十八条第二項から
及び第四百九十九条第一項	第四百七十八条第二項及び第四項
一項	第四百七十八条第二項

第四百八十三条第五項	第四百八十三条第五項
第四百八十五条	第四百七十五条各号
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号
及び第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号
一項	第四百七十五条第二号

第四百八十三条第五項	第四百八十三条第五項
第四百八十五条	第四百七十五条各号
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号
及び第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号
一項	第四百七十五条第二号

第四百八十三条第五項	第四百八十三条第五項
第四百八十五条	第四百七十五条各号
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号
及び第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号
一項	第四百七十五条第二号

第四百八十三条第五項	第四百八十三条第五項
第四百八十五条	第四百七十五条各号
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号
及び第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号
一項	第四百七十五条第二号

（この政令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百八十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。）

（中小企業等協同組合法による主務大臣の権限の委任に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十号）は、廃止する。）

（附 則）（昭和三四年九月一五日政令第二九九号）
この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和三八年四月一五日政令第一四四号）抄
この政令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

（附 則）（昭和五三年七月五日政令第一八二号）抄
（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和五五年八月二九日政令第二二五号）
この政令は、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十九号）の施行の日（昭和五十五年九月八日）から施行する。

（附 則）（昭和五六六年三月二七日政令第四二号）
（施行期日）

（第二条）この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五六六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

（第三条）改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。

（附 則）（昭和五六六年六月一日政令第一〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和五八年八月一〇日政令第一八一号）抄
（施行期日）

（第一条）この政令は、法の施行の日（昭和五十八年十一月一日）から施行する。

（附 則）（昭和五九年六月六日政令第一七六号）抄
（施行期日）

（第一条）この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
（経過措置）

（第二条）この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げる行政庁に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても申請等とみなす。

東北運輸局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及び新潟海運監理部長	新潟海運監理部長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
附 則 （昭和五九年六月一九日政令第一九三号）	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 （昭和五九年八月一〇日政令第二五六号）	
（施行期日）	
1 この政令は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十一号）の施行の日（昭和五十九年八月十四日）から施行する。	
2 この政令の施行の際現に中小企業等協同組合法及びこの政令による改正前の中小企業等協同組合法施行令の規定又は中小企業団体の組織に関する法律及びこの政令による改正前の中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により農林水産大臣若しくは地方農政局長、通商産業大臣若しくは通商産業局長又は運輸大臣若しくは地方運輸局長に対してなされている認可の申請その他の行為に係る行政事務に関しては、なお従前の例による。	
附 則 （昭和六〇年三月五日政令第二四号）抄	
（施行期日）	
1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	
附 則 （昭和六二年七月二十四日政令第二六四号）	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 （平成二年二月一八日政令第三五九号）	
（施行期日）	
この政令は、平成二年十二月二十五日から施行する。	
（経過措置）	
この政令の施行の際現に中小企業等協同組合法及びこの政令による改正前の中小企業等協同組合法施行令の規定又は中小企業団体の組織に関する法律及びこの政令による改正前の中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により財務局長若しくは福岡財務支局長、税関長、国税局長、通商産業局長又は地方運輸局長に対してなされている認可の申請その他の行為に係る行政事務に関しては、なお従前の例による。	

附 則 (平成五年三月三日政令第二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成五年八月四日政令第二七三号)
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号)
(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成七年一二月六日政令第三九九号)
(施行期日)

第一条 この政令は、旅行業法の一部を改正する法律(次条第一項において「改正法」という。)の施行の日(平成八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成八年九月一三日政令第二七六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成八年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成八年一二月一八日政令第三三五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(以下「健全性確保法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月二三日政令第一五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第六号)の施行の日(平成十年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月二六日政令第三七五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十一月三日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一五日政令第三九三号)
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一一年九月二〇日政令第二七六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一
年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月一七日政令第四二八号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二四四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一一号)
(施行期日)

(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月七日政令第二〇〇号)
(施行期日)

第一条 この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月二二日政令第一三号)
(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第五五五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二九日政令第三三七号)
(施行期日)

第一条 この政令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日政令第三五四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日(平成十六年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号)
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号)
(施行期日)

第一条 この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二二八号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号)
(施行期日)

第一条 この政令による改正前の他の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「处分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみななし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手續がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続

規定、第一百五十六条の三第三項の改正規定（「第一百六十五条第一項第三号ロ」を「第二百二十
六条第一項第三号ロ」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、第一百七十七条第二項の
改正規定、第一百八十七条第一項の改正規定、同条第七項第一号の改正規定（「総数」の下に「又
は総額」を加える部分を除く。）、同項第二号の改正規定（「総数」の下に「又は総額」を加え
る部分を除く。）、第一百八十八条第一項第八号の改正規定並びに附則第十六条第四項第二号の改
正規定並びに附則第四项第三項、第六项第四項、第九项、第十项第一項、第十一项第一項から
第三项まで及び第五项、第十二项第四项から第六项まで、第十三项、第十五项、第十六项第三
项、第十八项、第十九项、第二十一条、第二十三项第二项、第五项から第七项まで及び第九
项、第二十四项第一项、第二项及び第四项、第二十五项、第二十六项第三项、第二十七项第一
项、第二项及び第四项、第二十八项、第三十条、第三十二条第二项、第三十三条
项、第三十四条第二项、第三十五条、第三十六条、第三十七条（法人税法施行令等の一部を改
正する政令（平成十四年政令第二百七十一号）附則第五条第十一项に二号を加える改正規定
(第五号に係る部分に限る。)に限る。）並びに第三十九条の規定 会社法（平成十七年法律第
八十六号）の施行の日

附 則（平成一八年四月二六日政令第一八〇号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月一日政令第三九号)
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年二月二三日政令第三一号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号)
抄
(施行期日)
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第一三三号)
抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二条及び第三十五条か
ら第四十六条までの規定は、公布の日から施行する。
(中小企業等協同組合法)
第三十八条 改正法第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八
十一号。以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第九条の七の五第三項（新
中小企業等協同組合法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条に
おいて同じ。）において準用する新金融商品取引法第二十四条の二第一項の規定による申出をし
ようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。
前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三
項において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第二項及び第三項の規定により、書面の交付をす
ることができる。

2 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するとき
は、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新中小企業等協同組合法第九条の七の五
第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされた
ものとみなす。

(施行期日) (平成一九年一月七日政令第三二九号) 抄
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号)
(施行期日) (平成一九年政令第二九七号) 抄
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年一月五日政令第三六九号) 抄
(施行期日) (平成二〇年一二月五日政令第三六九号) 抄
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十一日)から施行する。
附 則 (平成二一年一月二三日政令第八号)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。
附 則 (平成二二年一二月二四日政令第二九四号)
この政令は、保険法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二二年一二月二八日政令第三〇三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定(同令第十九条の九
第九号に係る部分に限る)、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加
える改正規定(同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る)及び同令第三十三条第一項第
一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定(同
令第五条の十第九号に係る部分に限る)、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条
を加える改正規定(同令第十三条の四第九号に係る部分に限る)、第九条中銀行法施行令第十
六条の八の次に三条を加える改正規定(同令第十六条の十一第九号に係る部分に限る)、第十
一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定(同令第六条の五の二第
九号に係る部分に限る)、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規
定(同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る)、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に
三条を加える改正規定(同令第四条の四第十三号に係る部分を除く)、第十六条の規定、第十
七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定(同
令第十五条第九号に係る部分に限る)、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の
六の次に五条を加える改正規定(同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る)、第二十二条
中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定(同令第四十四条の九第十号に係る部分
に限る)、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定(同令
第五十条第十号に係る部分に限る)、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を
加える改正規定(同令第十八条の五第十号に係る部分に限る)並びに第二十八条中証券取引
法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりな

附 則（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄
（施行期日）

附 則
(平成二四年一月二七日政令第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三一日政令第九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年五月二十五日政令第一五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、福島復興再生特別措置法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。
附 則 (平成二十四年七月十九日政令第一九七号)

(施行期日)
第一条 この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二五年三月二九日政令第一〇一号)

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二五年一月四日政令第三三〇号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(平成二六年一月二四日政令第一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二六年一〇月一〇日政令第三三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年三月二九日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法による改正前の商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年四月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年五月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年六月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年七月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年八月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年九月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年十月一日政令第一一〇号)

この政令は、商工会議所法施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による改正後の商工会議所法施行令の規定により國若しくは地方公共團体の機関がしら施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二八年九月九日政令第三〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二八年三月三一日政令第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一七三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとする場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

(处分、申請等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第二百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第一百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この条において同じ。）が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長に対してされた申請その他行為（この政令による改正後のこれららの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

第三条 この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長にして届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に對して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

附 則（令和二年一月二六日政令第三三三号）

1 (施行期日)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月一五日政令第三〇号）抄

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条の規定（中小企業等協同組合法施行令第二十二条及び第二十八条第四項の改正規定を除く。）、第二条の規定及び第四条の規定（技術研究組合法施行令第六条及び第八条第四項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

(施行期日)
この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年一月一〇日政令第三〇九号）抄

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

1 (施行期日)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。